

・報告タイトル:	新日系フィリピン人(JFC)の現状
・発表者氏名:	橋本 直子
・所属:	国際移住機関(IOM)駐日事務所プログラム・マネージャー
・キーワード:	国際結婚、家族移民、人身取引、

1. 「新日系フィリピン人」(JFC)とは

JFCとは、「日比混血児」「日比国際児」或いは「Japanese-Filipino Children (JFCs)」と呼ばれている、日本人とフィリピン人の両親(その大多数は日本人父及びフィリピン人母)から生まれた個人のこと。第二次世界大戦以前に、フィリピンに移住した日本人移民の子孫のことは通常含まない。殊に、1980年代のバブル経済を契機に、主に興行ビザで日本に入国し就労するフィリピン人女性から生まれた者が多いと言われている。

彼らが置かれた状況は、国籍取得状況、出生届の有無、父親による認知の有無、在留資格状況、居住国、父親からの経済的支援の有無、教育レベルなどより様々であり、その実態は正確に把握されていないが、国籍取得状況の観点からは、主に以下のケースに分類できる。

- ・ 日本国籍のみ確認されている場合:日本人父及びフィリピン人母が正式に婚姻しており日本の戸籍に記載されているが、在京フィリピン大使館・在日フィリピン総領事館を通じてフィリピンの出生登録手続きが行われていない(主に日本在住)。或いは、フィリピンにおける出生登録手続きが行われておらず、在京フィリピン大使館・総領事館を通じてのみ出生届けが提出されている場合(主にフィリピン在住)。
- ・ フィリピン国籍のみ確認されている場合:フィリピン方式で日本人父とフィリピン人母が婚姻しており、フィリピンにおける出生登録手続きが行われているが、在マニラ日本大使館などを通じて日本側への登録が行われていない場合(主にフィリピン在住)。或いは、日本人父により認知されておらず、在京フィリピン大使館・在日総領事館を通じてフィリピン政府に対してのみ出生登録等の手続きをしている場合(主に日本在住)。
- ・ 二重国籍の場合:日比共に父母両系血統主義に基づいており、また、出生届を提出することは国籍を「確認」する(「取得」ではない)意味しか持たないため、満21歳までは日比双方の国籍を保持することが可能。
- ・ 無国籍:日比いずれの国においても出生登録されていない。

2. JFCの規模と現状

2007年8月～10月、JFC支援センター及びDAWN(双方ともフィリピンNGO)が、フィリピン国内14地区において実態調査を実施。合計1,313名のJFC(1,094名のフィリピン人母)が、「新日系人」として確認・登録された。この登録作業には、フィリピン政府外務省、社会福祉開発省、人権委員会、移住労働者福祉事業、及び在マニラ日本大使館も協力した。(注:但し、右1,313名は、戸籍謄本、住民票、出生届、婚姻届、父親からの手紙等、書面にて日本人父との親子関係が証明できる者のみ。)

また、在外フィリピン人委員会(フィリピン大統領府外郭団体)の資料によれば、1989年から2006年まで、計94,792名のフィリピン人が日本人と結婚(その99%は、日本人男性とフィリピン人女性)。

さらに、日本政府法務省の統計によれば、日本に新たに入国したフィリピン人、外国人登録者数(累計)、厚生労働省の2008年人口動態統計(1992年～2008年)による日比間の結婚・離婚・子供数(日本において出生届がなされた者)の推移は別添資料の通り。従って、実際のJFCの数は、2007年にフィリピンで登録された数よりも多い可能性が高く、NGO等の資料で言う「10万から30万人」という数もあながち誇張とは言いがたい。

3. JFC及びその母親が直面している問題

(1) フィリピン在住の新日系人が、日本国籍保持者或いは日本人の血を引く者であったとしても、日本に入国できないケースがある。

- 理由1:フィリピンの出入国管理上、18歳未満のフィリピン国籍保持者が単独で出国することはできない。また、日本国籍保持の児童であったとしても、15歳未満の外国人は原則的に保護者同伴無しにフィリピンに入国できないため、単独で出国することは不自然とみなされる。従って、

原則的に未成年の新日系人がフィリピンを出国するためには、国籍に係わらず、保護者(主に母親)の同行が必要。

- 理由2: 日本の出入国管理上、新日系人の母親が日本における長期滞在を希望し「定住者」査証等を申請している場合には、以下の要件を満たすことが必要であるが、通常右を証明することが困難となっている。

(ア) 新日系人の実の親であり親権者であること。

(イ) 既に相当期間、当該実子を看護養育していることが確認でき、日本においても看護養育を予定していること(予定している居住地や学校名の提示)。

(ウ) 日本において独立した生計を営むことができること(就職先の提示)。

*また、上記要件を整える目的で、第一歩として短期滞在(上限 90 日間)の資格で来日する可能性も手続き上は存在するが、その場合でも、日本における信頼しうる身元保証人が既に来日前に確保されていることが必要であり、事実上困難となっている。

- (2) 新日系フィリピン人児童或いはその母親が、人身取引や人の密輸業者の格好の標的になっている。

新日系フィリピン人児童或いは母親は、来日したいという強い希望を持っており、それが悪質な渡航業者によって狙われ易くなっている。上記の通り、短期滞在であったとしても身元保証人が必要になっており、それら悪質渡航業者は「身元保証人」や「就職先」を装って来日を希望する児童や母親に近寄り、渡航準備を全て代行し来日させた後、売春等の強制労働を課し、性的商業的搾取を行う危険性がある。(実際に、IOMマニラ事務所が渡航前相談に応じたケースで、悪質と思われる受け入れ業者が「身元保証人」になっていたケース有り)。

- (3) 1980 年代に生まれ、現在成年に達した新日系フィリピン人が、日本国籍保持者として日本に自由に入国し、「日本人」として生活を始めている。

日本国籍を保持している新日系人は、15 歳に達した段階で自由に日本に入国でき、通常の日本人と同様就労制限も全く無い。他方、彼等の多くはフィリピン国内で父親からの財政的支援無しで育った者であり、十分な教育や日本語能力を身に付けていない者もあり、日本国内で独立した個人として生活を営むことは困難である。特に、女性の場合には、悪質な業者等にだまされ、強制売春等に就かされる危険性もある。

- (4) フィリピンに在住しつつフィリピン国籍を取得(確認)していない場合は、フィリピンにおける「外国人」または「不法滞在者」となってしまい、多くの場合には「超過滞在」になっているため罰金を課される。また、「外国人」であるため、フィリピンにおける公的支援の受益においても種々の困難が伴う。

4. IOM の取り組み:

- (1) 2008 年 11 月よりトヨタ財団の助成金を得て、2 年間事業『新日系フィリピン人(JFC)を支援する政府機関・国際機関・民間団体・企業間のネットワーク構築: 新日系フィリピン人の日本への帰還・定住スキームの制度化を目指して』を実施中。この事業の一環として、日本及びフィリピンに住むJFC各 100 名ずつに質的調査を実施。JFCの置かれた状況に関する一定のデータを収集した。本報告ではその結果についてまとめたものを発表する。

(2) 特に、日本人の実子である JFC の受け入れは、まさに日本が受け入れることについて直接的な人道的責務を負っている方々であり、JFC をきちんと日本社会に受け入れられるかどうかは、今後の日本の中長期的な移民受け入れ政策への試金石になるとも言えよう。

<参考文献>

- IOM 2008 "Human Rights of Migrant Children" International Migration Law Series No.15, IOM
- Carmelita Nuqui, 2007 "International Migration, Citizenship, Identities and Cultures: Focus on the Japanese-Filipino Children (JFCs) in the Philippines, paper presented at the Conference "International Migration, Multi-Local Livelihoods and Human Security" in the Hague